

令和5年4月1日から

生活資金貸付事業が変わります

(令和5年2月2日理事会決議)

生活資金貸付事業の利用者増加に伴い、制度の見直しを実施しました。

生活資金貸付事業の原資は、皆さんの大切な掛金です。ルールを守ってご利用ください。

【変 更 点】

	変 更 項 目	変 更 内 容	変 更 理 由
1	貸付限度額	金額200万円かつ退職一時金の70%以内 (退職一時金の70%以内が追加)	退職ではなく退会した場合、退会給付金で 借入額を相殺できない場合がある為
2	借り換え	直近6ヶ月以内に2回以上延滞が発生した 場合は、借り換え不可	借り換えにて延滞を繰り延べするケースが 散見される為
3	資金用途	金額が確認できる書類の提出を必須 (見積書・パンフレット等)	生活に必要な資金の借り入れに限定する為 (遊興費等の借入れはできません)
4	休 職 中 の 借入れ申し込み	休職中の借り入れ申し込みは不可	返済は、給与天引き必須だが、休職中は 給与の支払いが無く天引きできない為
5	賞与時加算返済	賞与時加算返済の取扱いを廃止	賞与の支給は不確定の為 ※現在、ボーナス併用払いをご利用の方は変更ありません。
6	一部繰り上げ返済	一部繰り上げ返済の取扱いを廃止	一部繰り上げ返済の取扱いがない為
7	法人外異動	貸付金利用中に法人外異動する場合は、 旧施設を退職扱いとし退職一時金と相殺	法人外異動の場合、給与天引きの返済が 新施設でも継続できるとは限らない為
8	期限の利益喪失	倒産手続き(破産手続き、民事再生手続 き)等がおきた場合は、期限の利益を喪 失し 直ちに全額返済	退職(退会)時まで、返済を保留すること で返済が長期化する可能性がある為

生活資金貸付事業をご利用になる方は、事前に共助会までご連絡をお願いいたします。

千葉県社会福祉事業共助会

TEL：043－245－1729

申込から貸付金振込までの流れ

①	事前相談 ↓	貸付制度の内容、手続き等について、事務担当者から共助会へ事前相談(連絡)をお願いします。 ※ご連絡の際は必要書類をご確認下さい。
②	加入者 ↓	- 様式第27号生活資金貸付金借用申込書 - 様式第29号生活資金借用証書 - 預金口座振替依頼書(契約者欄の記入・押印) - 資金使途のわかる書類 (パンフレット・見積書等) 【※借り換えの場合】 様式第14号-1「生活資金貸付金相殺のお願い」も提出して下さい。
③	法人・施設 ↓	- 様式第27号生活資金貸付金借用申込書 - 様式第29号生活資金借用証書 - 預金口座振替依頼書(預金者欄の記入・押印) - 資金使途のわかる書類 (パンフレット・見積書等) (注意) 申請内容に不備があった場合、希望通りの貸付ができないことがあります。
④	共 助 会	貸付が決定した場合、貸付金返済明細表を法人・施設宛へ送付(施設保管用／本人用) 加入者口座に貸付金を振り込み。

